

台風等異常気象時における児童の安全確保について

台風等に伴う暴風や冬季に暴風雪警報が出された場合、下記のように対処いたします。ご協力のほどお願い申し上げます。

記

1 「登校前」に名古屋気象台から「岡崎市」に「暴風警報」または「暴風雪警報」が発表されている場合

- (1) 「午前6時10分までに警報が解除された場合」は、「平常通り」授業を行います。
- (2) 「午前6時10分から午前11時までに警報が解除された場合」は、「解除された時刻より2時間後」に当日の授業を行います。
※高学年の児童には1・2年生の児童を家まで迎えに行かせてください。
- (3) 上記(1)・(2)の場合でも、道路の冠水や倒木などで登校は危険と判断される時は、指示があるまでは自宅で待機させてください。
- (4) 午前11時を過ぎて警報が継続されている場合には、当日の授業を中止します。

2 「登校後」に「岡崎市」に「暴風警報」または「暴風雪警報」が発表された場合

- (1) 発表時における暴風の状況により、全児童が安全に帰宅できると校長が認めた場合には、当日の授業を中止して一斉に下校させます。
※留守家庭については、学校待機か下校させてよいか事前に親子でよく話し合っておいてください。
- (2) 安全に帰宅させることが困難と認めた場合は、通学路等の危険がなくなるまで学校で待機させます。安全と認めた時点で全児童を下校させます。

3 「特別警報」が発表された場合

- (1) 登校する前に、岡崎市に特別警報が出ていたら、児童を登校させないでください。また、特別警報が解除されても、災害の状況や通学路の状況の情報収集をし、安全と認められるまでは、児童を登校させないでください。
- (2) 登校後に特別警報が出された場合、授業を中止し、災害の状況や気象・通学路の状況等の情報収集と、児童の生命及び安全を確保する最善の対応をします。(学校待機や保護者への引渡し等)
- (3) 学校待機にした場合、特別警報解除後も、通学路の安全が確保できるまで下校はさせません。

4 「大雨・洪水等の警報」が発表された場合

- (1) 「平常通り」授業を行います。
- (2) 道路の冠水や河川の決壊、倒木等で通学路が危険な場合は、そのことを学校とPTA地区委員さんにご連絡ください。状況によっては自宅待機となります。
- (3) 自宅待機の連絡が入ったら、児童を外出させないようにしてください。

***その他警報や注意報の発令の有無に関わらず、地域現場での安全判断を優先してください。**

『名古屋気象台』から「警報」や「注意報」が市町村ごとに発表されるようになっていきます。(平成22年5月より) 気象庁のホームページで閲覧できます。

< 解除後の連絡について > 「本宿小携帯メール」で配信します。学校への個別の問い合わせ電話は控えてください。

< その他 > 登校後に上記の警報が発令され、下校時刻を早める場合があります。それが予想される場合は、あらかじめ当日までに下校先について文書等でお尋ねし、安全確保に努めます。